

## 11月は「ねんきん月間」です

社会保険庁では毎年11月6日～12日を「年金週間」と定め、皆さんに年金制度について正しく理解していただけるよう広報を行っています。

「ねんきん月間」は、国民の一人ひとりが、年金を身近で大切なものとして考え、公的年金制度の意義や役割を正しく認識し、年金行政についての理解と信頼を深めていただくことにより、一人ひとりに年金制度への参画意識を持っていただくことを目的としています。

年金加入記録の提供や年金相談などのサービス提供の充実を図るとともに、国民の年金権を確保するために公的年金制度の加入意義や保険料の納付義務について理解を求め、国民年金保険料の収納対策を推進するものです。

公的年金制度は「世代と世代の支えあい」で成り立っています。

本人の納めた保険料分だけ

では、とても現在の受給者の年金額をまかないきれません。(高知県の現在の国民年金受給権者数は約21万人、年金額は約1300億円)

年金は、現役世代の納める保険料が今の高齢者を支え、いずれは現役世代も今の子どもたちの世代に支えてもらうこととなります。

この機会に、年金を身近で大切なものとして、見直してみませんか。

### 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が 発行されます

国民年金保険料は、税の申告において納めた全額が社会保険料控除の対象となりますが、年末調整や確定申告で国民年金保険料を申告する際には、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

そのため、国民年金保険料を納付された皆さんに、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」をお送りします。年末調整や確定申告を行う時まで大切に保管してください。

なお、世帯主がその扶養家族の国民年金保険料を納付した場合などは、納付した方が申告することができます。

お届け時期は、平成21年1月から9月末日までに納付された方は、今年11月上旬、10月1日から12月末日までに今年初めて納付された方は来年2月上旬となっております。

※証明書および領収証書を紛失された場合は、高知社会保険事務局幡多事務所までご相談ください。

### 老齢年金受給者のみなさんへ： 扶養親族等申告書の提出をお忘れなく

老齢または退職を支給事由とする老齢年金は、所得税法により「雑所得」として所得税がかかりますが、この所得税を計算する際の各種控除を受けるために対象となる年金受給者に対しては、毎年10月下旬に「扶養親族等申告書」が社会保険業務センター(および厚生年金基金・各共済組合)から送付されてきます。

この申告書を12月初旬の提出期限までに提出すると、翌

年に支払われる年金から、公的年金控除、配偶者控除などの各種控除が適用された上で源泉徴収が行われます。

ただし、年金以外に収入がある場合は、確定申告が必要です。

なお、年金額が108万円(65歳以上の方は158万円)未満の方には、非課税のため送られません。

○お問い合わせ

大方総合支所

住民課 住基戸籍係

☎ 43-2800 (直通)

佐賀総合支所

総務課 住基戸籍係

☎ 55-3701 (直通)

高知社会保険事務局

幡多事務所

☎ 34-1616



## 法務局からのお知らせ 供託の新しい制度 ～オンライン申請・電子納付～

法務局で取り扱っております供託(地代・家賃弁済供託など)手続きにつきましては、郵送による申請や自宅や事務所のパソコンを利用したインターネットによるオンライン申請が可能です。

また、供託金の納付の方法も、インターネットバンキングやペイジーマークのあるATMを利用しての納付(電子納付)が可能となるなど、より利用しやすい制度となっております。

供託手続、オンライン申請などについての詳しいことは、法務省ホームページ(<http://www.moj.go.jp/>)、または高知地方法務局供託課(☎088-822-3458)へお問い合わせください。